

經營系專門職大学院認証評価
点検・評価報告書

經營系專門職大学院名称：兵庫県立大学大学院
社会科学研究科会計専門職専攻

目 次

序 章	1
本 章	3
1 使命・目的	3
・項目： 目的の設定	3
・項目： 中・長期ビジョン、戦略	5
【大項目 1 の現状に対する点検・評価】	7
2 教育課程・学習成果、学生	8
・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針	8
・項目：教育課程の設計と授業科目	9
・項目：教育の実施	15
・項目：学習成果	19
・項目：学生の受け入れ	23
・項目：学生支援	26
【大項目 2 の現状に対する点検・評価】	27
3 教員・教員組織	29
・項目：教員組織の編制方針	29
・項目：教育にふさわしい教員の配置	29
・項目：教員の募集・任免・昇格	31
・項目：教員の資質向上等	34
・項目：教育研究条件・環境及び人的支援	36
【大項目 3 の現状に対する点検・評価】	37
4 専門職大学院の運営と改善・向上	38
・項目：専門職大学院の運営	38
・項目：自己点検・評価と改善活動	43
・項目：社会との関係・情報公開	44
【大項目 4 の現状に対する点検・評価】	45
終 章	47

序 章

- ・当該専門職大学院の戦略に基づく教育研究活動の展開について
(当該専門職大学院が掲げる戦略の内容や、戦略に基づいた教育活動、教員組織の編制、当該専門職大学院の改善・向上に向けた活動などの全体像。)

兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学という三つの県立大学を新しい理念のもとに統合し、2004年4月に開学した。その基本理念に照らして、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待に応えるため、職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能とする専門職大学院の設置を検討することとなり、2007年4月、本学において最初の専門職学位課程として会計研究科会計専門職専攻が設置された。

その背景には、企業経営において会計情報の戦略的活用が重視されるようになったり、経済活動のグローバル化に伴い、会計基準や監査基準の国際的統一化が進展したりすることによって、このような動きに対応できる専門的人材に対するニーズが急速に高まったことがあった。また、本学の前身である神戸商科大学は、これまで公認会計士や税理士など多くの会計専門職業人を輩出してきた。こうした社会的背景や本学の歴史と実績を踏まえ、経済社会において重要な役割を担うことが一層求められている高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人を養成することは、社会的にも大きな貢献を果たすことになるものと考えたのであった。

その後、少子高齢化の深刻化、大規模災害のリスクの増大といった社会問題が、グローバル化の進展、Society 5.0への移行を背景として顕在化するに至り、大学もこれまで経験したことのない課題の解決に貢献すべく、これまで以上に高度な教育研究を推進することが求められるようになった。

本学は、このような変化に適応し、教育研究を一層高度化するため、2021年4月、既存の4研究科（経済学研究科、経営学研究科、会計研究科及び経営研究科）を社会科学研究科（以下「本研究科」という。）に統合した。その結果、会計研究科会計専門職専攻は、社会科学研究科会計専門職専攻（以下「本専攻」という。）に再編されることとなった。

しかし、本専攻の目的、すなわち、職業会計人、民間部門や政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人を養成することに変わりはない。むしろ企業においても、さらには政府組織、民間非営利組織においても、経済的・社会的・文化的環境の急激な変化の中で、一層高度な専門知識と技能が必要となったことに加えて、会計不正などの発生によって組織のガバナンス問題が顕在化したことに伴い、会計専門職業人が果たすべき役割への期待が高まっていることを背景にして、社会の各方面でリーダーシップを発揮できる人材を養成することを目指している。

会計専門職専攻で養成する人材像及び教育研究上の目的

養成する人材像	職業会計人、民間部門や政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人
教育研究上の目的	専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある会計専門職業人を養成することを目的とする。
学位授与の方針	会計専門職業人に必要とされる専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある者に、会計修士（専門職）の学位を授与する。
修了後の進路	監査法人、税理士法人、民間企業・官公庁・非営利法人等の財務・経理部門、国税専門官、会計検査院の調査官等

このような目的を達成するため、そして、理論と実務の架橋を図るという観点から、教育課程は、学生による履修が系統的・段階的に行われるように、授業科目を「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」に区別している。「基本科目」（必修科目及び選択科目）は、学士課程レベルの知識と技能を確認するとともに会計専門職業人に必要とされる基礎知識と技能を修得するための授業科目、「発展科目」（選択科目）は、より高度な専門知識と技能を修得するための授業科目、「応用実践科目」（選択科目）は、ケーススタディなどを通じて最先端の専門知識と技能を修得するための授業科目である。

また、人材養成との関係で教育研究の柱となる領域（分野）は、財務会計、管理会計、監査、租税法、公会計であるから、これらの領域（分野）には授業科目を重点的に配置している。そして、これらの領域（分野）に専任教員を重点的に配置するとともに、実践性を重視する授業科目には実務家教員を配置している。

そして、専攻長を委員長とし、全専任教員によって構成されるFD委員会を中心として、授業アンケート結果及び修了時アンケート結果の分析、学生との意見交換、授業公開の実施、「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」の作成・公表等を行い、改善に努めている。

本章

1 使命・目的

・項目:目的の設定

評価の視点	
1-1	経営系専門職大学院が担う基本的使命の下、設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院固有の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

<現状の説明>

1-1

本研究科は、「経済学及び経営学を中心とする高度で学際的な学問的基盤の上に、グローバルからローカルにわたる幅広い視野を持つとともに高い倫理観を備えて現代社会の多様な課題に立ち向かい、社会の発展のために貢献できる人材」を養成することを意図していることから、「経済学及び経営学を中心とする研究を深め、その成果に立脚して専門知識と技能を授けるとともに倫理観を涵養して、研究者、高度専門職業人をはじめ社会に有為な人材を養成することを通じて社会の負託に応える」ことを教育研究上の目的としている（「社会科学研究科規程」第3条）。

社会科学研究科で養成する人材像及び教育研究上の目的

養成する人材像	経済学及び経営学を中心とする高度で学際的な学問的基盤の上に、グローバルからローカルにわたる幅広い視野を持つとともに高い倫理観を備えて現代社会の多様な課題に立ち向かい、社会の発展のために貢献できる人材
教育研究上の目的	経済学及び経営学を中心に学際的な研究を深め、その成果に立脚して専門知識と技能を授けるとともに倫理観を涵養して、研究者、高度専門職業人をはじめ社会に有為な人材を養成することを通じて社会の負託に応える

これを受けて、本専攻は「専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある会計専門職業人」を養成することを目的としている（「社会科学研究科規程」第8条）。ここで本専攻が養成しようとする会計専門職業人とは、具体的に言うと、次のとおりである。

- ①公認会計士及び税理といった職業会計人
- ②民間部門における専門的な実務の担い手
- ③政府・非営利部門における専門的な実務の担い手

このように、必ずしも職業会計人の養成に限定することなく、社会の幅広いニーズに応え

ようとするところに特色がある。また、「高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人」とは、現代社会が必要とする人材を養成するとともに、それを通じて健全な経済社会の発展に寄与することを目的としていることから、特に現代の会計専門職業人に求められる倫理観を身につけた上で、社会環境の変化に適応しリーダーシップを発揮できるような人材を社会に送り出すことを目標とすることを意味している。

会計専門職専攻で養成する人材像及び教育研究上の目的

養成する人材像	職業会計人、民間部門や政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人
教育研究上の目的	専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある会計専門職業人を養成することを目的とする。

ところで、このような本専攻の目的は、本学の基本理念に根差したものである。また、現在、さらに「社会から信頼され評価される、世界水準の大学」（兵庫県立大学創基 100 周年ビジョン）を目指し、特色ある学風の確立に努めている。

<p>兵庫県立大学創立の基本理念</p> <p>【基本目標】</p> <p>統合による相乗効果と総合大学のもつ利点・特徴を最大限に生かし、異分野間の融合を重視した教育と研究を行い、独創的・先駆的な研究を推進して「新しい知の創造」に全力を尽くすとともに、新しい時代の進展に対応し得る確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成に努め、地域の発展と我が国の繁栄、ひいては世界・人類の幸せに貢献し得る大学となることを目指す。</p> <p>【めざす大学像】</p> <p>①教育の成果を誇り得る人間性豊かな大学 ②先導的・独創的な研究を行う個性豊かな大学 ③世界に開かれ、地域とともに発展する夢豊かな大学</p>

「兵庫県立大学創基 100 周年ビジョンの教育ビジョン」には、「幅広い教養と高い専門性や特色ある学問領域での識見をもとに、社会課題に挑戦的に取り組む高度専門職業人を育成」があり、専門職学位課程である本専攻は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力」（専門職大学院設置基準第 2 条）を培うことを目指している。

<p>兵庫県立大学創基 100 周年ビジョン</p> <p>教育ビジョン</p> <p>地域社会や国際社会で活躍する人間性豊かな人材を育成</p> <p>豊かな人間性と公共の精神を備え、地域社会や国際社会で活躍できる創造力と自律性を有する人材を、国内外の教育研究機関等とも交流・連携しながら育成する。</p> <p>・兵庫をフィールドに地域の抱える課題を学び、グローバルな思考によって地域の発展や課</p>

題解決に取り組み、地域を支える人材を育成

- ・国際社会で自己を明確に表現し、相手の立場も理解できる高度なコミュニケーション力を持ち、地域と世界を結びながら国際社会で活躍できるグローバル人材を育成
- ・幅広い教養と高い専門性や特色ある学問領域での識見をもとに、社会課題に挑戦的に取り組む高度専門職業人を育成

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1 : 「社会科学研究科規程」

https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2024-syakaikagakukenkyuka_kitei.pdf

- ・添付資料 1-2 : 「兵庫県立大学大学院社会科学研究科 設置の趣旨等を記載した書類」

https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2021secchi_document_10-1.pdf

- ・添付資料 1-3 : 会計専門職専攻ホームページ (概要)

<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>

- ・添付資料 1-4 : 兵庫県立大学創立の基本理念

<https://www.u-hyogo.ac.jp/about/philosophy/>

- ・添付資料 1-5 : 兵庫県立大学創基 100 周年ビジョン

<https://www.u-hyogo.ac.jp/about/vision/>

・項目:中・長期ビジョン、戦略

評価の視点	
1-2	当該専門職大学院の目的を実現すべく、中・長期ビジョン及びそれに係る資源配分、組織能力、価値向上などを方向付ける実効性のある戦略を策定し、実行していること。

<現状の説明>

1-2

本学は、2019年4月から2025年3月までの第二期中期計画の中で、教育、研究及び社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置として、以下のような項目を設定している。

教育、研究及び社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 教育に関する措置 ～国内外で自立し活躍する次代を担うリーダーを育成する大学～
 - ア グローバル社会で活躍できる人材の育成
 - イ 地域のニーズに応える専門人材の育成
 - ウ 高度な専門性を有する人材の育成
 - エ 総合大学の強みを生かした幅広い知識を有する人材の育成
 - オ 人材育成に向けた教育システムの充実
- (2) 研究に関する措置 ～次代を切り拓く先導的・創造的な研究を推進する大学～
 - ア 高度な研究基盤を活用した先端研究の推進

- イ 地域資源を活用した研究の推進
- ウ 兵庫の先進的な取組を活用した研究の推進
- (3) 社会貢献に関する措置 ～兵庫の強みを生かし、地域の未来の活力創出に貢献する大学～
- ア 未来社会を先導する産学官連携の推進
- イ 大学が有する資源の地域社会における活用
- ウ 次世代の兵庫を担う人材の県内定着など地域の期待に応える取組の推進

本専攻の目的はこれらに沿ったものであり、上記(1)のうち「ウ 高度な専門性を有する人材の育成」について、以下のように記載されている。

- ウ 高度な専門性を有する人材の育成
 - ⑤〔社会の変化に的確に対応した大学院改革等の検討と推進〕
- 急速なグローバル化や高度情報化社会の進展等、社会の変化に的確に対応し、魅力ある教育研究を進めるため、経済・経営系大学院や情報系大学院、理学系大学院等について一体的な改革を検討し、改革を着実に進めていく。

本専攻の戦略は、本専攻の特徴である「応用実践科目」（選択科目）の中の「ケーススタディ科目」（財務会計ケーススタディ、管理会計ケーススタディ、監査ケーススタディ、租税法ケーススタディ及び公会計ケーススタディ）の一層の充実である。これらの科目は、全て経験豊かな実務家教員が担当し、監査法人、税理士法人、民間企業、学校法人等を訪問する学外研修を実施している。

例えば、民間企業を訪問するとき、事前の授業で企業情報データベース（本専攻が独自に契約している㈱アイ・エヌ情報センターの eo1（有価証券報告書））を利用して過去5年間の財務データをダウンロードし、比較財務諸表、主要指標比較表を作成・分析するとともに、決算短信や「会社四季報」等を利用し、訪問する企業のビジネスモデルや財務諸表について調査している。このデータベースは、同じく「応用実践科目」の中の研究演習においてレポートを作成するとき、事例研究を行うツールとして利用している。

また、本学は全学的にDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を掲げており、一方で様々な手続のデジタル化が進められているが、本専攻の教育ではデジタル化の効果や課題を積極的に取り上げるようにしている。例えば、国税局・税務署や税理士法人を訪問するとき、事前に税務に携わる実務家が直面しているDXの推進、具体的には電子申告や電子納税・帳簿の電子化等の課題について検討しておき、訪問先において事前に検討していた疑問点を基に実務家と質疑応答を行う。その後振返りを行い、税務をめぐる環境が変化する中で、実務家が納税者の利便や税負担の公平に向けて果たすべき役割について、レポートにまとめた上でディスカッションを行っている。

本専攻では学位授与方針に掲げているように、「将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある者」を養成することを目的としていることから、授業の中で社会環境の変

化がもたらす課題に取り組むことを重視している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-6：兵庫県公立大学法人 第二期中期計画（平成 31 年 4 月～令和 7 年 3 月）
https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/11/202311middle_target.pdf
- ・添付資料 1-7：会計専門職専攻ホームページ（カリキュラムの特徴）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/education/curriculum.html>

【大項目 1 の現状に対する点検・評価】

（1）長所と問題点

経営系専門職大学院が担う基本的使命の下、本専攻の固有の目的を設定し、目指す人材養成の方向性を明確に示し、また、そのことが専攻の専任教員間でも共有できている。その一方で、多数の学部、研究科、研究所等から構成される総合大学において、人的な側面を含め、十分な資源が配分されるということについては制約がある。特に理系学部の定員増を進めている中では、なおさらである。

（2）長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

大学内において本研究科及び本専攻のプレゼンスを高めるために、実績を上げるとともに、積極的な情報発信を行うことが必要である。

2 教育課程・学習成果、学生

・項目:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	
2-1	経営系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。

<現状の説明>

2-1

「社会科学研究科規程」において、次のように本専攻の教育研究上の目的を定めている。

(会計専門職専攻における教育研究上の目的及び授業科目)

第8条 会計専門職専攻の専門職学位課程は、専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある会計専門職業人を養成することを目的とする。

2 会計専門職専攻の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第7のとおりとする。

現在、会計を含む、あらゆる領域で不連続的な変化が生じていることから、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人」を養成することが重要であると考えられる。そこでは、学生は現在の理論、制度及び技能を学ぶのであるが、それが必ずしも固定的でないことから、それを鵜呑みにするのではなく相対化し、論理の筋道を理解するという複眼思考が重要であると考えているのである。

以上のことから、次のように学位授与方針を定めている。

会計専門職業人に必要とされる専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある者に、会計修士（専門職）の学位を授与する。

そして、このような学位授与方針を踏まえて、次のように教育課程の編成・実施方針を定めている。

高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人に必要とされる能力を身につけるために必要な授業科目を、学士課程レベルの知識と技能を確認するとともに会計専門職業人に必要とされる基礎知識と技能を修得するための「基本科目」、より高度な専門知識と技能を修得するための「発展科目」、ケーススタディなどを通じて最先端の専門知識と技能を修得するための「応用実践科目」に分けて配置することにより、学生が系統的・段階的に履修できるようにし、理論と実務の架橋を実現する。その際、学修成果の評価は、試験、レポート、授業貢献度、発表内容等により、学修目標に即して多面的な方法で行う。

そして、これらの方針を本専攻のホームページに掲載することによって、広く周知している。また、入学後にも、新入生オリエンテーションにおいて、「講義要目」に基づき、本専攻の固有の目的との関係で説明している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1 : 「社会科学研究科規程」
https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2024-syakaikagakukenkyuka_kitei.pdf
- ・添付資料 1-3 : 会計専門職専攻ホームページ (概要)
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>
- ・添付資料 2-1 : 会計専門職専攻「講義要目」(履修の手引)
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/kougi2024.pdf>

・項目: 教育課程の設計と授業科目

評価の視点	
2-2	固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、学術理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。 (1) 企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識(戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など)を修得させる科目を配置していること。 (2) 優れたビジネスパーソンの養成に必要な思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、リーダーシップや高い職業倫理観、グローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。
2-3	固有の目的の実現に向けた戦略に基づき、各経営系専門職大学院の特色を反映した教育課程を編成するとともに、効果的な教育方法を用いていること。
2-4	遠隔教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。
2-5	授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。

<現状の説明>

2-2

本専攻の教育研究の柱となる領域(分野)は、会計学である。その中でも財務会計、管理会計、監査、租税法、公会計が重点領域(分野)である。そして、幅広い見識、思考能力、判断能力、国際的視野、指導力に加えて、高い職業倫理、専門的能力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の養成を目的として、理論と実務の架橋教育を実現するために、学生による履修が系統的・段階的に行われるように、授業科目を「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」に区別している。

ここで「基本科目」（必修科目及び選択科目）は、学士課程レベルの知識と技能を確認するとともに会計専門職業人に必要とされる基礎知識と技能を修得するための授業科目、「発展科目」（選択科目）は、より高度な専門知識と技能を修得するための授業科目、「応用実践科目」（選択科目）は、ケーススタディなどを通じて最先端の専門知識と技能を修得するための授業科目である。

このことから、基本科目、発展科目及び応用実践科目という区分ごとの到達目標を、次のように設定している。

基本科目	授業設計において会計専門職業人に必要とされる基礎知識と技能を修得することを到達目標とし、その達成度に基づいて成績評価を行う。
発展科目	授業設計において基本科目と比べてより高度な専門知識と技能を修得することを到達目標とし、その達成度に基づいて成績評価を行う。
応用実践科目	授業設計において最先端の専門知識と技能を修得することを到達目標とし、その達成度に基づいて成績評価を行う。

また、カリキュラムマップにおいては、本専攻の学位授与方針をDP1～DP3に分け、それぞれの授業科目がどのDPの達成に関連するのを示している。太字のDPが強い関連性を示している。

本専攻のカリキュラムマップ

ディプロマ・ポリシー					
↑	配当年次	科目区分		授業科目名	対応DP
	2	応用実践科目	必修	研究演習 財務会計ケーススタディ、管理会計ケーススタディ、 監査ケーススタディ、租税法ケーススタディ、公会計ケーススタディ	DP2、 DP3
	2	発展科目	選択	経営組織、マーケティング、財務マネジメント、ビジネスモデル、 民法Ⅱ、会社法Ⅱ、経営統計 会計基準Ⅲ、会計制度・ディスクロージャー、国際会計、 監査基準Ⅱ、内部監査・内部統制、IT監査、法人税法、 非営利組織会計、公監査	DP1 、DP2
	1	発展科目	選択	経営戦略、マクロ経済学、民法Ⅰ、会社法Ⅰ 簿記Ⅱ、会計基準Ⅰ、会計基準Ⅱ、英文会計、IFRS会計、 原価計算Ⅱ、管理会計Ⅱ、経営分析、戦略管理会計、 監査基準Ⅰ、租税法Ⅱ、所得税法、政府会計、公営企業会計	DP1 、DP2
		基本科目	選択	経営学概論、企業法概論、ミクロ経済学、統計学 簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論、 租税法Ⅰ、公会計概論	DP1、DP2
必修			基礎演習 会計職業倫理	DP1 、DP2、DP3 DP1、 DP2 、DP3	

- DP1 会計専門職業人に必要とされる専門知識と技能を修得している。
 DP2 幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有している。
 DP3 将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感を有している。

本専攻の科目体系

	基本科目	発展科目	応用実践科目
財務会計	簿記Ⅰ(2) 財務会計(2)	簿記Ⅱ(2) 会計基準Ⅰ(2) 会計基準Ⅱ(2) 会計基準Ⅲ(2) 会計制度・ディスクロージャー(2) 国際会計(2) 英文会計(2) IFRS 会計(2)	財務会計ケーススタディ(2)
管理会計	原価計算Ⅰ(2) 管理会計Ⅰ(2)	原価計算Ⅱ(2) 管理会計Ⅱ(2) 経営分析(2) 戦略管理会計(2)	管理会計ケーススタディ(2)
監査	会計職業倫理(2) 監査概論(2)	監査基準Ⅰ(2) 監査基準Ⅱ(2) 内部監査・内部統制(2) IT 監査(2)	監査ケーススタディ(2)
租税法	租税法Ⅰ(2)	租税法Ⅱ(2) 所得税法(2) 法人税法(2)	租税法ケーススタディ(2)
公会計	公会計概論(2)	政府会計(2) 公営企業会計(2) 非営利組織会計(2) 公監査(2)	公会計ケーススタディ(2)
経営・ ビジネス	経営学概論(2)	経営戦略(2) 経営組織(2) マーケティング(2) 財務マネジメント(2) ビジネスモデル(2)	
私法	企業法概論(2)	民法Ⅰ(2) 民法Ⅱ(2) 会社法Ⅰ(2) 会社法Ⅱ(2)	
経済	ミクロ経済学(2)	マクロ経済学(2)	
統計	統計学(2)	経営統計(2)	
特別研究		特別研究Ⅰ(2) 特別研究Ⅱ(2)	
演習	基礎演習(4)		研究演習(4)

() の数字は、単位数を示している。

なお、キャリアプラン別履修モデルとして、職業会計人（公認会計士）、職業会計人（税理士）、民間部門における専門的な実務の担い手及び政府・非営利部門における専門的な実務の担い手、を想定した履修モデルを提示している。

ここで本専攻が養成する人材像、すなわち、職業会計人、民間部門や政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人との関連において本専攻の教育課程の特徴を整理すると、実務に必要な専門的な知識はもちろん、それに加えて、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から科目を配置していることがあげられる。

グローバル人材とは、「国際的視野のもと、自分の考えを持った上で、異なる考え、意見を理解し、共通の目的の達成のために違いを縮める議論のできる人」であろう。ここで必要になるのは、自分の考えを持てるように専門性を高めること、そして、それを分かりやすく説明できることである。そこで、本専攻では、すべての授業科目において、学生が知識を単に暗記するのではなく、「なぜ」を理解することを重視している。なぜなら、真の意味で理解していなければ、確実な知識とはならず、その結果、記憶としても定着しないからである。言い換えれば、記憶力よりも思考力が重視されるということである。

加えて論理的思考力を身につけることを目的として、少人数で行う「基礎演習」及び「研究演習」を設けている。「基礎演習」（1年次）では、コミュニケーション能力を養成するために、プレゼンテーション、質疑応答及び討論を課す、双方向・多方向的な授業を行っている。「研究演習」（2年次）では、公認会計士・税理士、企業や公的部門などで活躍する会計専門職業人が、それぞれの分野においてリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるために研究レポートの作成指導を行っている。その過程で密度の濃い議論を行うことを通じて、思考力、分析力、表現力等を修得させることを意図している。また、研究志向の強い学生に対しては、「基礎演習」と「研究演習」の2年間を通じて、修士論文の作成を指導している。

さらに、現代の会計専門職業人に求められる職業倫理観を身につけ、かつ、それらを実務に適用し、実践できる能力を開発するために、「会計職業倫理」を必修科目として配置するとともに、教育の柱となる領域に配置した「応用実践科目」の中の「ケーススタディ科目」すなわち「財務会計ケーススタディ」「管理会計ケーススタディ」「監査ケーススタディ」「租税法ケーススタディ」及び「公会計ケーススタディ」において職業倫理に関連する事例を取り上げている。

また、グローバル経営の進展、会計基準及び監査基準の国際的統一化により、グローバルな視野が一層重要になっている。そのため、発展科目として「国際会計」「英文会計」「IFRS会計」を配置している。このうち「英文会計」と「IFRS会計」は、実務家教員（非常勤）が担当し、英文に慣れるとともに、実務での基礎力を養うことを重視している。それに対し、「国際会計」は、研究者教員（専任）が担当し、思考力を重視した教育を行っている。加え

て、あらゆる科目の中で国際的動向を取り上げるようにしている。

もう少し具体的に述べると、「国際会計」においては、単に米国会計基準や国際会計基準（IFRS を含む）の解説を行うのではなく、わが国の会計基準、米国会計基準、国際会計基準においてこれまで採用されたことのある会計処理手続について、その背後にある会計基礎概念及び会計基礎理論の観点から検討している。検討にあたっては、いくつかの会計テーマ（会計基準）を取り上げ、そこにおける会計処理手続の歴史的変遷について、そのような変遷をたどった要因を経済的及び社会的パースペクティブのもとに抽出し、それを明らかにしようとしている。そして、このことは、会計処理手続（会計基準）の変化という社会的現象を歴史的パースペクティブのもとに映し出そうとするものである。

このような教育方法を採るのは、絶対的真理を追求する自然科学と異なり、社会科学においては相対的真理しか追求できないため、社会的現象の相対化が不可避であるからである。そして、このことを通じて、異なる考えや意見をその本質にまで遡って理解するとともに、それを相対化することのできる学生を養成することができると考えられる。このような能力が、国際的舞台上で活躍する人材にとって不可欠である。

2-3

本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、大まかに言うと、「基本科目」及び「発展科目」が理論教育を担い、「応用実践科目」が実務教育を担っている。「基本科目」及び「発展科目」は原則として講義形式で授業を行い、「応用実践科目」は、事例研究、学外研修などがその中心となることから、演習形式で授業を行っている。会計、監査、税務の実務で生起する具体的事例について、自らの頭で考え、自らの力で解決する能力を養成するために、ディベート、事例研究等、学生参加型の授業方法を導入した授業を実施している。

そして、おおむね「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」の順に履修するように指導しており、それによって理論教育の到達点の上に実務教育を行うことを想定している。

「応用実践科目」のうち「ケーススタディ科目」は、第4 Semesterで開講しており、ここで理論と実務の架橋を図る。当該科目は、学生が能動的に学ぶとともに、会計専門職業人としての自覚を高める機会となっている。

演習科目の位置づけ

基礎演習	論理的思考力を身につけ、また、大学院修了後の進路を視野に入れた履修指導やキャリア形成の支援を行うため、少人数で実施する授業科目（修士論文の作成を希望する者に対する研究指導を含む。）
研究演習	会計専門職業人がリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるため、少人数で実施する授業科目（修士論文の作成を希望する者に対する研究指導を含む。）

また、学位授与方針に関連して既述したように、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人」を養成することを重視しており、そのためには現在の理論、制度及び技能を単に鵜呑みにするのではなく相対化し、論理の筋道を理解するという複眼思考が重要であると考えている。したがって、思考過程を重視して意味を考えたり、学習の質を高める方法を工夫したりする機会を提供することが必要である。また、学生間の相互学習も効果的であろう。このことから本専攻では、演習科目として1年次に「基礎演習」を、2年次に「研究演習」を配置している。これらの科目は、少人数で行われており、本専攻の特色でもある少人数教育の中心である。

2-4

該当しない。

2-5

本専攻の授業時間帯は、以下のとおりである。授業は月曜日から土曜日の昼間に行っており、夜間に授業を行うことはない。

授業時間割の時間帯

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

また、授業時間割の編成においては、同一年次に履修する科目の重複を避けること、同一領域の科目の重複を避けることを基本方針としている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-7：会計専門職専攻ホームページ（カリキュラムの特徴）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/education/curriculum.html>
- ・添付資料 2-1：会計専門職専攻「講義要目」（履修の手引）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/kougi2024.pdf>
- ・添付資料 2-2：2024年度会計専門職専攻時間割
- ・添付資料 2-20：会計専門職専攻ホームページ（科目体系）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/education/subject.html>

・項目：教育の実施

評価の視点	
2-6	学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。
2-7	下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
2-8	教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適切な学生数で利用されていること。
2-9	自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。
2-10	図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
2-11	学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。

<現状の説明>

2-6

本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、大まかに言うと、「基本科目」及び「発展科目」が理論教育を担い、「応用実践科目」が実務教育を担っている。「基本科目」及び「発展科目」は原則として講義形式で授業を行い、「応用実践科目」は、事例研究、学外研修などがその中心となることから、演習形式で授業を行っている。会計、監査、税務の実務で生起する具体的事例について、自らの頭で考え、自らの力で解決する能力を養成するために、ディベート、事例研究等、学生参加型の授業方法を導入した授業を実施している。

前述のように、本専攻では「応用実践科目」のうち「ケーススタディ科目」の中で、学生が将来のキャリアに関連した現場体験を行うことを目的として学外研修を実施しており、それを適切に運営するため、「会計専門職専攻学外研修規程」を定めている。その中で、参加する学生の義務を次のように規定し、事前のガイダンスで周知徹底を図っている。

「会計専門職専攻学外研修規程」（抜粋）

（誓約書その他の書類の提出）

第5条 学外研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、誓約書その他研修機関が求める書類を研修機関に提出しなければならない。

（保険）

第6条 参加学生は、学外研修期間中、所定の保険に加入しなければならない。

(参加学生の義務)

第7条 参加学生は、本専攻が指定する事前研修等を履修するものとする。

- 2 参加学生は、学外研修期間中、研修機関及び本専攻の教員の指示に従わなければならない。
- 3 参加学生は、学外研修期間中に知り得た秘密を他に漏らしたり、又は盗用したりしてはならない。学外研修期間終了後であっても、同様とする。
- 4 参加学生が前2項の義務を怠ったときは、兵庫県立大学学生懲戒規程に基づき懲戒を行うものとする。

2-7

本学では、シラバスの様式を全学的に統一している。その記載項目は、授業科目名、科目区分、対象学生、単位数、開講年次・学期、担当教員、所属、授業の形態、関連するSDGs目標、オフィスアワー・場所、連絡先といった基本的情報のほか、対応するデュプロマ・ポリシー、講義目的・到達目標、授業のサブタイトル・キーワード、講義内容・授業計画（講義科目では1回ずつ記述）、テキスト、参考文献、事前・事後学習（予習・復習）の内容・時間の目安、アクティブ・ラーニングの内容、成績評価の基準・方法、課題・試験結果のフィードバック方法、履修上の注意・履修要件、実践的教育、備考である。シラバスは、ホームページに加えて「講義要目」にも掲載している。

なお、シラバスとは学生が授業科目の履修を決める際の重要な資料であり、予習や復習を行う際に参照する詳細な授業計画を示した、いわば担当教員と学生との契約書であるとの認識のもとに、学生の履修登録及び受講に必要な情報について学生が理解しやすいように記載することができるようにするため、「会計専門職専攻シラバス記載要領」を作成し、次年度のシラバス作成前に確認するなど、適切なシラバス作成に努めている。加えて、公開前に専任教員がすべてチェックし、必要な場合には担当教員に修正を依頼している。

次に、履修指導については、履修に関して基本的な事項は、「講義要目」にまとめられているので、入学時のオリエンテーションは、その内容を周知することを主な目的として実施される。その後は、セメスターごとのガイダンスで履修指導を行っている。また、日常的には、学生にとって最も身近な存在である「基礎演習」又は「研究演習」の担当教員が、一次的な相談窓口として、個別に学生の相談に応じているが、特に教務関係については「講義要目」に基づいて指導を行っている。そのため、学生への指導が適切かつ統一的に行われるように、「講義要目」の内容は教務委員会が毎年度見直し、必要な改訂を行っている。

また、個々の授業科目の相談は、授業担当教員が行っているが、シラバスに「事前・事後学習（予習・復習）の内容・時間の目安」を記載している。

さらにGPA制度を導入し、半期ごとに学生のGPAを「基礎演習」又は「研究演習」の担当教員に通知し、学生の指導に利用している。また、成績不振の学生には、教務委員会（当

該学生が履修する「基礎演習」又は「研究演習」の担当教員を除く、教員2人が実施)が面接を行っている。

2-8

本専攻の授業を行う教室は、研究棟Ⅲにおいて、講義室3、演習室2を整備している。演習室が不足する場合には、会議室（口の字型のレイアウトのため、演習室としても使用可能である。）を使用することになっている。なお、一部の講義室は、社会科学研究科経営専門職専攻と共用である。

必修科目のように履修者が多い授業科目は主として31講義室、選択科目は主として21講義室及び22講義室、基礎演習及び研究演習は主として23演習室及び32演習室を使用している。入学定員が20人であるため、全員が履修しても31講義室なら無理なく収容できる。選択科目は10人前後、基礎演習及び研究演習は5人前後であるため、適切な学生数で利用されている。

研究棟Ⅲの講義室及び演習室

名称	収容規模	形態	設備	専用/共用
21講義室	36人	スクール形式	教卓PC及びAVシステム設置	共用
22講義室	36人	スクール形式	教卓PC及びAVシステム設置	共用
23演習室	10人	アイランド形式	プロジェクタ及びスクリーン設置	専用
31講義室	54人	スクール形式	教卓PC及びAVシステム設置	共用
32演習室	10人	アイランド形式	プロジェクタ及びスクリーン設置	専用

設備については、すべての講義室にAVシステム（スクリーンを含む。）を設置している。そして、常設されている教卓PC、書画カメラ及びDVDプレイヤーから、静止画及び動画の提示が可能である。演習室にもプロジェクタ及びスクリーンを設置し、持参したPCからの教材提示が可能である。いずれも円滑な資料の提示、解説が行えるようにしている。また、すべての講義室及び演習室で、無線LANによりインターネット接続が可能である。

これらの施設で、本専攻の提供する科目を開講するのは十分であるが、必要な場合には、他の施設を利用することも可能である。

2-9

研究棟Ⅲは、平日の昼間はもちろん、夜間（午後10時まで）、休日（年末年始を除く。）も利用可能である。そのため当該棟の出入りはカードキーで管理され、学生にはカードキーを貸与している。

研究棟Ⅲにある学生研究室は、以下のように、共同研究室の形態をとるものの、専用の

机を用意し、1人1座席を確保している。また、無線LANシステムであるeduroamを備えており、インターネット接続ができる。また、プリンタを各学生研究室に1台ずつ設置しており、常時利用が可能である。演習室は、授業で使用していなければ、自習のため開放している。

そのほか学生相互の交流のため、1階に学生ホール（48.0㎡）を設けている。

研究棟Ⅲの学生研究室

名称	面積	収容規模	設備
24学生研究室	51.6㎡	27座席	無線LANシステム、プリンタ1台
33学生研究室	48.0㎡	23座席	〃
34学生研究室	42.0㎡	19座席	〃

2-10

図書館（「神戸商科学術情報館（図書部門）」）の蔵書数は約53万冊であり、本専攻の教育内容を修得するために必要な図書等の多くを、すでに保有している。電子リソースは、電子書籍4件、記事検索2件、論文検索7件である。

図書館（学術情報館・図書部門）の利用条件は以下のとおりであり、学生の学習及び教員の教育研究に関する多様なニーズに応えている。学部学生と比べて、大学院学生は優遇されていることがわかる。また、本学の図書館を通じて、他キャンパスの学術情報館、他大学図書館、国立国会図書館、兵庫県立図書館との間で、現物貸借、文献複写、訪問利用のサービスを利用することができる。

神戸学術情報館の利用案内

開館時間	1. 月曜日～金曜日 9:00～19:00 ただし、春季・夏季・冬季休業中は9:00～17:00 2. 土曜日 9:30～20:30
休館日	1. 日曜、祝日 2. 年末年始
貸出冊数 ・期間	1. 学部学生 5冊以内。2週間。 2. 大学院学生 30冊以内、4週間（ただし、指定図書は2週間）。 3. 教員 100冊以内。1年（ただし、閲覧室図書及び製本雑誌は4週間。指定図書は2週間。未製本雑誌（最新号は除く）は1週間）。

また、本学の図書館の他に、会計研究資料室を設け（研究棟Ⅲ、2階）、教科書、専門雑誌、参考書などの整備を進めている。定期購読雑誌は19種類、図書は毎年度130冊前後を購入している。

2-11

本専攻の教育研究に関連する情報インフラストラクチャーは、基本的に本学が整備したシステムに依存し、それにより信頼性、効率性、安全性を担保している。兵庫県立大学学生情報システムは、日本システム技術㈱の UNIVERSAL PASSPORT RX を導入しており、このシステムを通じて、学生は履修登録やシラバスの参照を行い、教員はシラバス登録、履修者名簿の確認、成績登録などを行っている。

また、本専攻独自の取組として、研究棟Ⅲで使用できるノート型PCを、学生に1台ずつ貸与している。このPCは、講義室、演習室、学生研究室で利用可能であり、授業や自習に使われている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：会計専門職専攻「講義要目」（履修の手引）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/kougi2024.pdf>
- ・添付資料 2-3：「会計専門職専攻学外研修規程」
https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2021syakaikagakukenkyuka_kensyukitei.pdf
- ・添付資料 2-4：2024 年度学外研修機関一覧
- ・添付資料 2-5：会計専門職専攻シラバス
https://www.u-hyogo.ac.jp/subject_list/g3s/7_4.html
- ・添付資料 2-6：「会計専門職専攻シラバス記載要領」
- ・添付資料 2-7：「研究棟Ⅲ利用の手引」
- ・添付資料 2-8：神戸商科学術情報館ホームページ（利用案内）
<https://lib.laic.u-hyogo.ac.jp/laic/4/information/index.html>
- ・添付資料 2-9：学術総合情報センター情報部門ホームページ
<https://media.laic.u-hyogo.ac.jp/>

・項目：学習成果

評価の視点	
2-12	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
2-13	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
2-14	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
2-15	学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教

	育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。
2-16	教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。

<現状の説明>

2-12

本専攻では、まず「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」に分けてそれぞれの到達目標を定めており、それが成績評価の基本的考え方となる。すなわち、「基本科目」については「会計専門職業人に必要とされる基礎知識と技能を修得すること」、「発展科目」については「基本科目と比べてより高度な専門知識と技能を修得すること」、「応用実践科目」については「最先端の専門知識と技能を修得すること」が、それぞれの到達目標である。これは、「講義要目」の中で明らかにしている。

そして、成績評価の基準については、「社会科学研究科規程」において、成績について次のように規定している。

(成績の評価)		
第17条 授業科目の成績評価は100点満点とし、その結果はS、A、B、C及びDの評語をもって表し、そのうちS、A、B及びCを合格とする。		
評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60点未満	到達目標を達成できていない成績
2 前項の規定にかかわらず、合格若しくは不合格又は認定をもって表すことが適切と認められる授業科目については、合格若しくは不合格又は認定で表すことができる。		

これを受けて、「講義要目」に次のように記載し、周知を図っている。

3. 2. 成績評価について		
(1) 学業成績は、定期試験又は期間外試験、レポート等の結果に基づき100点法によって評価し、60点以上を合格として単位を与えます。		
(2) 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりです。		
評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

D	60点未満	到達目標を達成できていない成績
---	-------	-----------------

(3) 成績（素点及び評語）は、ユニバーサルパスポートを通じて開示します。なお、開示時期は、別にユニバーサルパスポートに掲示します。

(4) S・A・B・C・Dの評語に対して、それぞれ4・3・2・1・0点のグレード・ポイント（GP）を与え、GPに各科目の単位数を乗じ、その総計数を総履修単位数で除すことによってGPAを算出し、それを基礎演習、研究演習、オフィス・アワーなどを通じて学習指導に利用します。

(5) 学生は、成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱に基づいて、担当教員に直接又は学務課を通じて（成績に対する確認書による。）成績確認を行うことができます。ただし、休日を除き、成績公開日から起算して7日以内。なお、修了判定に関わる場合は3日以内。それでも解決が得られなかった場合には、社会科学部研究科長に不服申立てをする（成績に対する不服申立書による。）ことができます（成績確認の回答を受理した日から起算して3日以内）。ただし、不服申立てができるのは、次の場合に限られます。

- ア 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案
- イ シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案
- ウ 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

他方、成績評価の方法については、講義科目は、おおむね専門知識の修得を目的としていることから、期末試験による成績評価を基本としながら、科目の性格に応じて、小テストやレポートなどを加味するものとし、他方、演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論が授業の中心となることから、授業中のプレゼンテーション、質疑応答・討論への参加状況、期末のレポートなどを総合して評価することとしている。

以上の方針のもとに、各教員が、授業科目ごとの成績評価の方法を、シラバスの中で明らかにしている。たとえば講義科目であれば、「レポート30%、期末試験70%」「小テスト40%、期末試験60%」というように記載している。

そして、成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物は、本専攻が一括して保管している。また、FD委員会で事後的に成績分布表を検証し、成績評価に偏りがあるのではないかと疑義が生じたときは、教務委員会が担当教員に問い合わせ、理由を確認している。このように成績評価の妥当性について、第三者が検証可能なように配慮している。

2-13

成績評価に対する不服申出制度は、「成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱」に基づいて運用されている。すなわち、担当教員に直接又は学務課を通じて（成績に対する確認書による。）行う成績確認と、成績確認によっても解決が得られなかった場合に行う社会科学部研究科長を通じた不服申立て（成績に対する不服申立書による。）という2段階である。

当該要綱は、本専攻の「講義要目」に掲載しており、また、上述のように周知している。

なお、学生からの成績確認に対しては、採点済みの答案の閲覧など担当教員が適切に対応しており、研究科長を通じた不服申立てに至った事例はない。

2-14

修業年限及び修了要件について「講義要目」に記載し、新入生オリエンテーション及びゼミスターごとのガイダンスで説明している。修了認定の前提となる単位認定の基準は、それぞれの授業の到達目標を定め、シラバスに記載している。また、成績評価基準もシラバスに記載しており、必要に応じて担当教員による学生への説明も対応している。また、修士論文の提出及び最終試験の実施についても「講義要目」に記載している。

2-15

修了者の進路状況を見ると、監査法人、税理士法人、会計事務所のほか、民間企業（企業その他の法人）や公的部門（国税専門官、自治体、独立行政法人など）でキャリアを歩んでいることが分かっている。民間企業においても、多くの者が専門性の高さを買われて、経理社員として採用されている。したがって、本専攻が掲げる会計専門職業人の養成という目的を果たしており、必ずしも職業会計人に限定せず、社会の幅広いニーズに応えるという点でも、期待した成果をあげていると考えている。なお、修了時の進路は毎年度の「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」に記載しているが、その後も可能な限り追跡し、データの更新に努めている。

2-16

教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るため、学位授与方針に即した修了時アンケートを実施している。本専攻の特徴である少人数の演習である「基礎演習」（1年次）、「研究演習」（2年次）及び「ケーススタディ科目」における学外研修の実施等に注目している。その結果の評価は、毎年度の「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」に記載しているが、回答者の満足度は総じて高い。これは、少人数教育が効果を上げていると考えられるので、特に学外研修の実施の負担は決して軽くはないが、この仕組みを継続していく。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「社会科学研究科規程」

https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2024-syakaikagakukenkyuka_kitei.pdf

- ・添付資料 2-1：会計専門職専攻「講義要目」（履修の手引）

<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/kougi2024.pdf>

- ・添付資料 2-5 : 会計専門職専攻シラバス
https://www.u-hyogo.ac.jp/subject_list/g3s/7_4.html
- ・添付資料 2-6 : 「会計専門職専攻シラバス記載要領」
- ・添付資料 2-10 : 2024 年度成績分布表
- ・添付資料 2-11 : 会計専門職専攻の「講義要目」(「成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱」)
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/kougi2024.pdf>
- ・添付資料 2-12 : 「兵庫県立大学授業アンケート実施要領」
- ・添付資料 2-13 : 2024 年度授業アンケート集計結果
- ・添付資料 2-21 : 「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/hyouka2023.pdf>
- ・添付資料 2-22 : 会計専門職専攻ホームページ (修了後の進路)
https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/after_graduation/after_graduation.html
- ・添付資料 2-23 : 修了時アンケートの質問項目

・項目: 学生の受け入れ

評価の視点	
2-17	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
2-18	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
2-19	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

<現状の説明>

2-17

本専攻では、次のように学生の受け入れ方針を定め、これを本専攻のホームページ等に掲載し、周知している。また、進学説明会では必ず言及している。なお、受験者のほとんどは、ホームページを通じて本専攻の情報を入手していることを確認している。

高い職業倫理及び国際的視野を備えた会計専門職業人を目指す者を受け入れるため、広く社会的・職業的自立に必要な思考力、判断力、表現力に加えて、会計をはじめとする会計専門職業人に必要とされる分野において学士課程で修得されるべき専門知識と技能を身につけており、かつ、より高度な専門知識と技能を修得することによって、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする意欲を持つ者を選抜するべく入学試験を実施する。入学者の選抜は、筆記試験、口述試験及び出願書類を総合して行う。

ここで示しているように、本専攻が養成する人材像は、高い職業倫理及び国際的視野を備

えた会計専門職業人であることから、そのような会計専門職業人を目指していることは当然であるが、それに加えて、本専攻で学ぶ準備ができていて、すなわち、広く社会的・職業的自立に必要な思考力、判断力、表現力に加えて、会計をはじめとする会計専門職業人に必要とされる分野において学士課程で修得されるべき専門知識と技能を身につけていること、そして、修了後において、より高度な専門知識と技能を修得することによって、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする意欲を持つ者を求めている。そして、入学者の選抜は、筆記試験、口述試験及び出願書類を総合して行うこととしている。

2-18

本専攻は、上記の学生の受け入れ方針に基づき、以下のように入学試験を実施している。

本専攻では、異なる選抜方法を採用することにより受験者に多様な機会を提供することを意図して、推薦入試と一般入試を合わせ、4回の入学試験を実施している。そして、推薦入試と一般入試とは、選抜方法のみならず、出願資格にも相違がある。すなわち、推薦選抜では大学を卒業見込みで、指導教員の推薦のある者、入学までに大学に休学期間を除き3年以上在学し、かつ、一定の単位を優秀な成績（4年次にのみ履修可能な授業科目を除き、卒業に必要な単位数について80点以上の授業科目が70%以上）で修得見込みで、指導教員の推薦のある者、又は企業、地方公共団体等の組織に2年以上在職し、当該組織から推薦があり、修了後に当該組織に復職する者が対象であるが、一般選抜ではこのような条件を課していない。これは、多様な履歴を有する学生を幅広く受け入れるという方針に基づくものである。

入学試験の概要

種 別	試験実施日	選抜方法	筆記試験の科目
推薦選抜	7月初旬の土曜日	口述試験	———
一般選抜 〔前期〕	8月下旬の土曜日	筆記試験 口述試験	財務会計（商業簿記を含む。）及び管理会計（原価計算を含む。）から1科目選択
協 定 校 特別選抜	11月中旬の土曜日	口述試験	———
一般選抜 〔後期〕	2月中旬の土曜日	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む。）及び管理会計（原価計算を含む。）の2科目

推薦入試における口述試験においては、各受験者に対して異なる専門領域を持つ3人の口述試験委員を配し、それぞれの多様な専門領域から口述試験を行うことにより、受験者の能力の判断を行っている。

他方、一般入試においては、筆記試験として、8月入試では1科目選択、2月試験では2科目必須としている。このような違いは、入学時点に財務会計及び管理会計について一定の

能力を有していることが不可欠であると考えているが、一般入試（8月）では、入学までに財務会計及び管理会計を学習することを求めるという含意であり、試験合格者には合格通知時に併せて「会計専門職専攻入学前学習の手引」を送付し、その学習の手助けをしている。

入学試験の実施は、公平性を旨とし、専攻長を長とする入学試験委員会を中心に、本専攻の全専任教員及び学務課の事務職員によって行う体制をとっている。入試問題の作成については、科目ごとに複数の教員によって原案を作成した後、「社会科学研究科入試問題作成ミス防止に係るガイドライン」に基づいて、入学試験委員会でかなりの時間をかけて検討を行っている。そして、合否判定については、「会計専門職専攻入学試験実施要項」に基づいて、受験者を匿名とした上で決定している。

2-19

本専攻の入学定員は20人である。2022年度入試以降は志願倍率（志願者数÷募集人数）、実質倍率（受験者数÷合格者数）共に2倍以上である。しかし、直前に入学辞退者があったことから、定員を充足できなかった年度がある。とはいえ、おおむね適正な定員管理ができている。なお、入学試験の結果については、要約版を本専攻のホームページに公表している。

過年度の入学試験の結果 (人数)

年 度	定 員	志願者	受験者	合格者	入学者
2021年度	20	34	29	21	19
2022年度	20	42	38	29	21
2023年度	20	57	53	26	22
2024年度	20	57	52	24	19

<根拠資料>

- ・添付資料 1-3：会計専門職専攻ホームページ（概要）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>
- ・添付資料 2-14：「会計専門職専攻学生募集要項」
- ・添付資料 2-15：「会計専門職専攻入学試験実施要項」
- ・添付資料 2-16：「会計専門職専攻入学試験委員会規程」
- ・添付資料 2-24：会計専門職専攻ホームページ（一般入試）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/entrance/exam.html>
- ・添付資料 2-25：会計専門職専攻ホームページ（推薦入試）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/entrance/recom.html>
- ・添付資料 2-26：「会計専門職専攻入学前学習の手引」

- ・添付資料 2-27 : 「社会科学研究科入学試験問題作成ミス防止に係るガイドライン」
- ・添付資料 2-28 : 資料 2 表 8 : 定員管理

・項目: 学生支援

評価の視点	
2-20	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
2-21	適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っているための支援がなされていること。
2-22	適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。

<現状の説明>

2-20

本学では、学生のキャリア形成支援及び就職支援については、キャンパスごとに設けられたキャリアセンターが扱っている。ここに就職相談室を設け、個別就職相談（予約制）を行ったり、就職指導計画の立案・実施、キャリア支援システムを通じた情報提供を行ったりしている。加えて、本専攻でも独自にキャリアコンサルタントに委嘱してエントリーシートの添削や面接練習等の就職支援を行ったり、就職活動に役立つDVDを貸し出したりしている。

また、本専攻では、「基礎演習」（1年次）及び「研究演習」（2年次）を担当する教員が、学生生活全般の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じている。また、実務家教員が適宜アドバイスをしている。そして、組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や専攻会議で検討し措置している。

2-21

留学生については、入学時に留学生のみを対象としてオリエンテーションを開催している。その際、留学生のうち成績優秀な学生（2回生）に依頼して、学習の仕方をレクチャーする機会を設けている。

他方、社会人については、本専攻は夜間や休日のみに授業を行うことを前提とした社会人学生を募集していないため、特別な措置は講じていない。

また、障がい者については、これまで本専攻では障がいのある者は入学していないが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行に伴い、2015年3月に全学的な指針として「障がい学生支援のガイドライン」が策定された。それを受けて、障がいがあり受験及び入学後の修学に際して特別の配慮を必要とする者に対する対処の手順を定めている。今後、障がいのある者が入学したときには、学生生活委員会が窓口になり、学務課と協力して必要な支援を行うことにしている。

2-22

本学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合して、2004年4月に創設された。そのため同窓会組織も統合前から存続する「淡水会」と、既存の学部同窓会を母体とし、広く本学の在学生及び教職員を含む連合組織である「兵庫県立大学学友会」とがある。

また、本専攻独自の取組みとしては、修了生、学生、教員との絆を深め、ネットワークづくりを支援するために、ホームカミングデイを開催してきた。直近の開催は、2024年11月16日（土）である。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-17：本学ホームページ（キャリアセンター）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/c-center/>
- ・添付資料 2-18：「会計専門職専攻学生生活委員会規程」
- ・添付資料 2-19：「社会科学研究科特別の配慮を必要とする者に対する対処マニュアル」
- ・添付資料 2-29：本学ホームページ（障がい等のある学生への支援）
<https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/support-challenged/>
- ・添付資料 2-30：淡水会（同窓会）ホームページ
<http://www.tansuikai-jimukyoku.org/>
- ・添付資料 2-31：兵庫県立大学学友会ホームページ
<http://gakuyuukai.org/summary/index.html>
- ・添付資料 2-32：会計専門職専攻ホームページ（ホームカミングデイ）
https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/after_graduation/home_coming_day.html

【大項目2の現状に対する点検・評価】

（1）長所と問題点

現代の会計専門職業人に求められる職業倫理観を身につけ、かつ、それらを実務に適用し、実践できる能力を開発するために、「会計職業倫理」を必修科目として配置するとともに、教育の柱となる領域に配置した「応用実践科目」の中の「ケーススタディ科目」において職業倫理に関連する事例を取り上げている。また、「ケーススタディ科目」においては学外研修を実施している。これは、理論と実務の架橋教育という文脈において、学生が能動的に学ぶとともに、会計専門職業人としての自覚を高める機会となっている。修了時アンケートの結果を見ても、実務に触れる機会を得たことは有益であったという回答が多く、履修した学生の評価は総じて高い。

その一方で、定員充足は本専攻の最重要の課題である。2020年度に受審した第3期の分野別認証評価においては、3点の検討課題（勧告に相当するものではないもの、又は固有の

目的の達成に向け、一層の改善・改革の努力を促すために提示するもの) が付されたが、そのうちの一つは学生の受け入れについてであり、「学生募集のための取組みを行っているものの、入学者の確保は当該専攻の大きな課題であることから、志願者の増加に向けた実効性のある取組みが求められる」との指摘を受けた。このような背景から、本専攻の入学定員を40人から20人に削減することになった。その後、ホームページを通じた情報発信に努めるとともに、オンライン・リアルタイム方式による進学説明会の開催回数を増やした結果、志願者が増加し、入試による選抜が実質的に機能する状況となりつつある。しかし、安定的に定員を充足することはできていない。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

学生に「ケーススタディ科目」の履修を促すために、入学前の進学説明会、入学時のオリエンテーションをはじめ、機会あるごとに次のことをアピールしている。すなわち、理論と実務の架橋とは、理論だけを学んでも、実践で活躍できる会計専門職業人を養成できるものではないことから、理論と、それを応用する場所となる実務で求められる専門性をバランスよく学ぶことで、高い応用力を有する人材を養成することを意味している。他方、この応用力を養うためには、実務処理能力を高めればよいというものではなく、経験したことのない問題が起こったときに、その解決策を導くのは基礎的な能力であるから、基礎理論とその応用実践の両面を学ぶとともに、思考力、表現力を養って、新しい問題にも対処できる基礎力をつけることを目標としているということである。この目標を達成するために、「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」という体系をとっているのであり、「応用実践科目」に位置づけられる「ケーススタディ科目」は要となる重要な科目である、と。

また、定員充足については、進学説明会をオンライン・リアルタイムで開催するとともに、説明会（模擬授業等を含む。）と個別相談に分け、個別相談では相談内容によって対応者を割り振るなど丁寧な運営に努めている。その結果、進学説明会の参加者は、2020年度は51人、2021年度は79人、2022年度は77人、2023年度は97人、と増加傾向にあり、引き続き取り組んでいく。

3 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制方針

評価の視点	
3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。

<現状の説明>

3-1

本専攻の専任教員は13人であり、幅広い見識、思考能力、判断能力、国際的視野、指導力に加えて、高い職業倫理、専門的能力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の養成を目的とすることから、教育研究の柱となる領域（分野）である財務会計、管理会計、監査、租税法、公会計の各領域（分野）に、専任教員を重点的に配置することを方針としている。

また、本専攻の教育課程を構成する授業科目は、「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。すなわち、「基本科目」及び「発展科目」のうち原理的・理論的な性格の強い科目については、研究者教員を主として配置している。他方、「発展科目」のうち実践的な性格の強い科目、及び「応用実践科目」のうち「ケーススタディ科目」については、実務家教員を配置している。こうした教員配置を行うことにより、会計専門職大学院に求められる理論と実務の架橋教育の実現を図っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：「兵庫県立大学大学院社会科学部 設置の趣旨等を記載した書類」

https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2021secchi_document_10-1.pdf

・項目：教育にふさわしい教員の配置

評価の視点	
3-2	固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。
3-3	教育課程の中核をなす授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
3-4	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。

<現状の説明>

3-2

本専攻の専任教員は13人であり、そのうち研究者教員は7人、実務家教員は6人（みなし専任教員4人を含む。）である。これは著しく一方に偏った割合ではない。また、研究者教員は教授が6人（再雇用教員としての特命教授1人を含む。）、准教授が1人であり、全員が十分な教育歴を有している。他方、実務家教員は全員が教授（特任教授を含む。）であり、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績を有していることから、理論と実務のバランスに配慮した専任教員の編成となっている。

3-3

本専攻の教育研究の柱となる領域（分野）は、財務会計、管理会計、監査、租税法、公会計であり、これらの領域（分野）に専任教員を重点的に配置している。しかし、すべての科目を専任教員だけで担当することは現実的ではなく、科目適合性や実務経験を考慮して、兼担又は兼任教員を配置している。その際の基準としては、専任教員と同様、研究者教員に相当する場合は、主に大学学部及び大学院における業績に基づいて、他方、実務家教員に相当する場合は、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績に基づいて選考している。また、新規の場合は、教授会の審議事項となる。

2024年度においては、「基礎演習」及び「研究演習」を除き、専任教員が担当しているのは、「基本科目」では12科目のうち9科目、「発展科目」では32科目のうち18科目、「応用実践科目」では5科目のうち5科目である。

3-4

本専攻の専任教員13人のうち、2024年5月1日現在において、40歳代が1人、50歳代が6人、60歳代が6人である。徐々に平均年齢が高くなってきたが、著しい偏りはない。また、本学は性別、障がい、国籍、宗教、文化、性的少数者であることなどにかかわらず、ひとりひとりの教職員、学生が持つ能力を最大限に活かし、共創できる環境をつくることを目指している。本専攻の教員構成としては、13人中4人が女性教員である。

<根拠資料>

- ・添付資料3-13：資料2 表13：専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力
- ・添付資料3-14：資料2 表14：専任教員の年齢構成
- ・添付資料3-15：会計専門職専攻ホームページ（教員紹介）

https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/faculty/faculty_profile.html

・項目：教員の募集・任免・昇格

評価の視点	
3-5	専任教員の募集、任免及び昇格について、理論と実務を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

<現状の説明>

3-5

本学では、「兵庫県公立大学法人教職員就業規程」が教職員の人事全般を定めており、そのもとで「兵庫県公立大学法人教員人事規程」及び「兵庫県公立大学法人教職員懲戒規程」がある。専任教員の採用及び昇任は、「兵庫県公立大学法人教員人事規程」に基づいて行われる。そこでは、採用及び昇任は選考によること（第3条第2項）、採用のための選考は公募によること（第3条第3項）が明記されている。

兵庫県公立大学法人教員人事規程（抜粋）

（採用等）

第3条 教員の採用及び昇任は、理事会の議決を経て定められた採用等の方針に沿って、学長の申出に基づき理事長が行う。

2 教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

3 教員の採用のための選考は、公募の方法により行う。ただし、次に掲げる特別の事情がある場合は、兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。）第8条の3に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得た上で、公募以外の方法により行うことができる。

（1）選考する分野において特に優れている者を組織規程第4条から第8条第1項までに規定する組織の長（以下「学部長等」という。）として採用する場合

（2）兵庫県公立大学法人クロスアポイントメント制度に関する規程（平成30年法人規程第1号。以下「クロスアポイントメント規程」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき、教員として採用する場合

（選考）

第4条 教員の採用及び昇任のための選考は、人事委員会が行う。

2 学長は、前項の選考に資するため、学部長等の内申に基づき、人事委員会の審査を経て候補者選考委員会を設置し、候補者の教育研究業績その他選考に必要な事項の審査を行わせる。

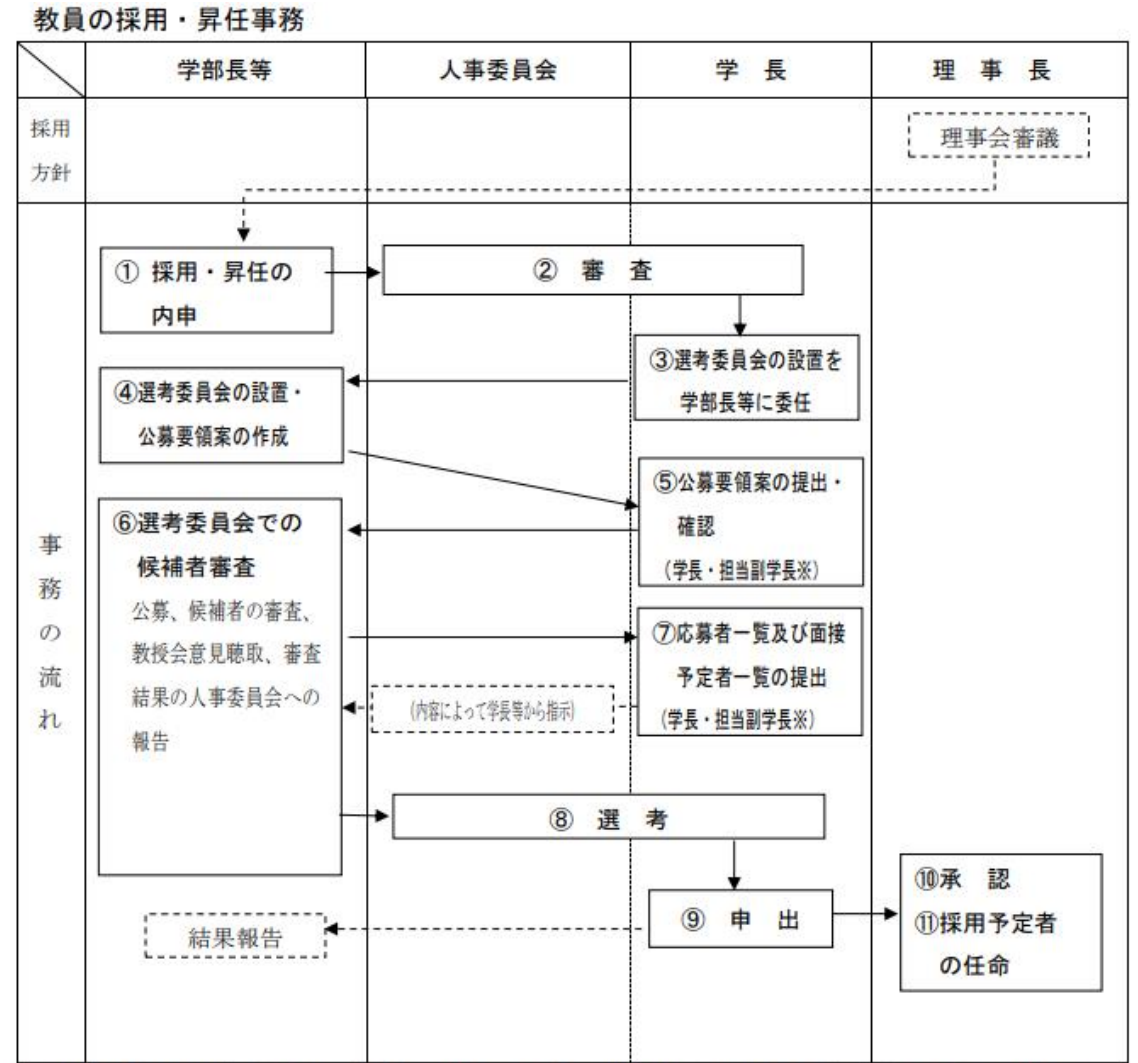
3 前項の候補者選考委員会の設置及び運営の事務は、当該組織の学部長等が行い、兵庫県立大学教授会規程（平成25年兵庫県立大学規程第78号）第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、その結果を学長に報告する。

4 候補者選考委員会は、原則として、当該組織の学部長等、学外からの委員2人及び当該組織の教授会等の構成員から選出された教員若干人により構成する。ただし、必要に応じ、学長が指名する者を委員に加えることができる。

5 前3項に定めるもののほか、候補者選考委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

また、教員の採用及び昇任のための選考は、大学本部の人事委員会が行うこととなっている（第4条第1項）。その手続は、上記の規程に基づき、以下のようになる。なお、採用手続の過程で、面接に際しては模擬授業等を行い、教育能力の選考を行うことになっている。

教員の採用・昇任事務の流れ



※ 担当副学長は選考委員会に参画する副学長（副学長が参画しない場合は学部等を担当する副学長）
 なお、⑤及び⑦は採用に係る事務手続に限る。

以上を受けて、本研究科では、「社会科学研究科教員候補者選考規程」、「社会科学研究科教員候補者の選考基準に関する規程」及び「社会科学研究科教員候補者選考委員会規程」に基づいて、教員の採用及び昇任を行っている。

選考における基本的な考えは、「社会科学研究科教員候補者の選考基準に関する規程」に基づき、「候補者の選考（昇任及び採用）は、人格、学歴、職歴に加え、研究業績、教育業績、社会貢献業績及び管理運営業績等に基づいて行わなければならない」ということである（第2条）。

そして、教授、准教授及び講師の資格について以下のように定めており、研究者教員の場合は、主に大学学部及び大学院における業績に基づいて、他方、実務家教員の場合は、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績に基づいて選考している。なお、特に採用及び教授への昇任においては、専攻分野の専門的知識を有する外部委員2人の意見を聴取する機会を設けている。

「社会科学研究科教員候補者の選考基準に関する規程」（抜粋）

（審査の基準）

第2条 候補者の選考（昇任及び採用）は、人格、学歴、職歴に加え、研究業績、教育業績、社会貢献業績及び管理運営業績等に基づいて行わなければならない。

（教授候補者の資格）

第3条 教授候補者となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上又は教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (7) 専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者

（准教授候補者の資格）

第4条 准教授候補者となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上又は教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(講師候補者の資格)

第5条 講師候補者となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上又は教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授候補者又は准教授候補者となることのできる者
- (2) その他専攻分野について、大学院又は専門職大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

他方、実務家教員のうち、みなし専任教員は、「兵庫県立大学特任教授等称号授与規程」に基づき、特任教授又は特任准教授の称号を授与している。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1 : 「兵庫県公立大学法人教職員就業規程」

https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/25kyousyokuin_syugyou.pdf

- ・添付資料 3-2 : 「兵庫県公立大学法人教員人事規程」

https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/30kyouin_jinji.pdf

- ・添付資料 3-3 : 「社会科学研究科教員候補者選考規程」

- ・添付資料 3-4 : 「社会科学研究科教員候補者の選考基準に関する規程」

- ・添付資料 3-5 : 「社会科学研究科教員候補者選考委員会規程」

- ・添付資料 3-6 : 「兵庫県公立大学法人特命教授就業規程」

https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/125tokumei_kyoju.pdf

- ・添付資料 3-7 : 「兵庫県立大学特任教授等称号授与規程」

<https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/40tokuninkyouju.pdf>

- ・添付資料 3-8 : 「兵庫県公立大学法人教職員懲戒規程」

https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/01/35kyousyokuin_tyoukai.pdf

・項目：教員の資質向上等

評価の視点	
3-6	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
3-7	当該専門職大学院の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、専門分野の学術的研究、企業その他組織のマネジメントに関する知識の充実及び刷新を伴う実務に基づく研究に継続的に取り組むよう促すこと。
3-8	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等について、適切に評価していること。

<現状の説明>

3-6

研究倫理研修や情報セキュリティ研修など全学的に取り組まれている研修とは別に、本専攻独自のFD活動に積極的に取り組むべく、専攻長を委員長とし、全専任教員からなるFD委員会を設けている。

FD活動の実質化のためには、各教員が自分の役割を見出し、本専攻の固有の目的の達成に貢献する意欲を持続できるように、コミュニケーションをとることが肝要である。FD委員会は必要に応じて専攻会議の終了後に開催し（毎年度、6回程度）、授業アンケート結果及び修了時アンケート結果の分析、成績分表の分析、授業公開の意見交換、毎年度の「自己点検・評価報告書」の検討等を行い、改善に努めている。

3-7

教育と研究の乖離が、教育と研究の両立を阻害する傾向がある。教員の研究の自由が重要であることは言うまでもない。一方で教育に資する研究が求められることも事実である。本専攻は、一貫して教材開発を重視してきた。それは、専門職大学院の教育と学習に適した教科書が、ほとんど存在しないという事情から始まったことである。教材開発は、教員個人が行う素材選択と教材化のプロセスであり、時間をかけて作りこまれていく。このような教員の努力は、教員評価においても反映されるべきであり、実際そのように努めている。

3-8

本学では、教員の教育、研究、社会貢献及び管理運営の活動状況とその成果を多角的に評価することを通じ、教員自らの活動を活性化させるとともに、本学の諸活動を充実発展させ、中期目標等の達成に寄与することを目的として、全専任教員（特命教授及び特任教員を除く。）を対象とした教員評価制度を導入している。

まず各教員が年度目標に基づいて自己点検・評価を行い、次に本専攻の教員評価委員会がレビューした後、最終的に研究科長が部局個人評価を決定している。評価の公正を期するため、必要に応じて教員から事情、意見等を聴く機会を設けている。また、教員は、部局個人評価の結果に不服がある場合には、結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、書面により不服の申し立てを行うことができる。なお、この評価結果は査定昇給や勤勉手当へ反映されることとなっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-9 : 「会計専門職専攻FD委員会規程」
- ・添付資料 3-10 : 教育研究業績一覧
- ・添付資料 3-12 : 2024年度会計専門職専攻FD委員会記録
- ・添付資料 3-16 : 「会計専門職専攻教員評価委員会規程」

・項目：教育研究条件・環境及び人的支援

評価の視点	
3-9	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。

<現状の説明>

3-9

専門職大学院の授業は高度に専門化されたレベルであるため、教員は相当程度の準備が必要である。また、本専攻では独自の教材開発に力を入れており、それが可能なように専任教員の授業担当時間に配慮している。本専攻では、原則として、学部の授業科目も含め、教授は1年間に16単位、准教授は12単位の授業を担当することになっている。当該基準に照らして一時的に超過負担になる場合は、速やかに解消するように努め、数年間でみて平準化されるようにしている。

個人研究費について、本専攻では教員個人に一律に配分するという考えはなく、限られた資源を本専攻の固有の目的を達成する観点から効率的に配分するという考えをもっている。しかし、それは決して専任教員の教育研究活動に必要な資金を配分しないということの意味するのではない。本専攻のある神戸商科キャンパスに設置された学部及び研究科に所属する教員の個人研究費と同額（2024年度は教授：299千円、准教授：291千円）を最低限保障した上で、本専攻に配分された他の予算を本専攻の固有の目的を達成するために必要な教育研究活動に戦略的に配分するという意味である。

個人研究室については、みなし専任教員4人を含め、すべての専任教員が、神戸商科キャンパス内で各1室の個別研究室（約20㎡）を使用している。そこには机及び椅子、電気スタンド、ソファベッド又は応接テーブル（いずれかを選択）、書架、衝立、更衣ロッカー、傘立て、PC及びプリンタを標準装備している。ただし、教員本人が必要ないと認めた備品は備えていないことがある。また、個別研究室では神戸商科キャンパスの情報処理教育システムを利用して、ウェブ閲覧、大学専用のメールアドレスの利用、本学が用意した電子ジャーナルの閲覧、共有ドライブによる教材の提示などが可能である。

神戸商科キャンパスでは「兵庫県立大学神戸商科キャンパス国内外の大学その他の教育研究機関への教員の派遣に関する内規」に基づき、長期海外研究、短期海外研究、交換教員及び国内研究の制度がある。しかし、少人数で運営しており、授業や入試の負担が大きいため、過去5年間に利用の実績はない。

<根拠資料>

- ・添付資料3-11：専任教員個別表

- ・添付資料 3-17:「兵庫県立大学神戸商科キャンパス国内外の大学その他の教育研究機関への教員の派遣に関する内規」

【大項目 3 の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

本専攻の教育課程を構成する授業科目は、「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。すなわち、「基本科目」及び「発展科目」のうち原理的・理論的な性格の強い科目については、研究者教員を主として配置している。他方、「発展科目」のうち実践的な性格の強い科目、及び「応用実践科目」のうち「ケーススタディ科目」については、実務家教員を配置している。こうした教員配置を行うことにより、会計専門職大学院に求められる理論と実務の架橋教育の実現を図っている。

本専攻の教員組織は、研究者教員と実務家教員を適切なバランスで配置しており、理論と実務の架橋を実現するという観点から、理想に近い状態にあると考えられる。しかし、専任教員の平均年齢は徐々に高くなっていることも事実である。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

大学院という性格上、教育研究の経験の乏しい教員を配置することはできないが、長期的に見て、比較的若い教員の採用について検討する必要がある。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

・項目：専門職大学院の運営

評価の視点	
4-1	当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
4-2	教育の企画・設計・運営等における責任体制が明確であること。
4-3	教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。

<現状の説明>

4-1

本専攻は、社会科学研究科の一専攻であるが、固有の組織体制を有し、相対的に独立性を保ちながら管理運営を行っている。社会科学研究科は、「社会科学研究科教授会規程」に基づき教授会を置き、専任教員は教授会構成員となる。教授会において審議する事項は、「社会科学研究科教授会規程」に定めている。

社会科学研究科教授会の審議事項

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の各号に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 学生の履修
- (3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く。）
- (4) 学生の懲戒処分
- (5) 研究科長候補者及び副研究科長候補者の推薦
- (6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

3 教授会は、前2項に規定するもののほか、内部質保証その他学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

また、「社会科学研究科専攻会議規程」に基づき専攻会議を置き、本専攻の専任教員は会計専門職専攻会議構成員となる。専攻会議において審議する事項は、「社会科学研究科専攻会議規程」に定めている。社会科学研究科の審議事項は先に会計専門職専攻会議で審議された後、社会科学研究科教授会において審議されることとなっている。

会計専門職専攻会議の審議事項

(審議事項)

第3条 専攻会議は、社会科学研究科教授会が社会科学研究科教授会規程第3条第1項に規定された次の各号に掲げる事項について審議を行うとき、当該専攻に係るものに関して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与

2 専攻会議は、前項各号に掲げるもののほか、社会科学研究科教授会が社会科学研究科教授会規程第3条第2項に規定された次の各号に掲げる事項について審議を行うとき、当該専攻に係るものに関して意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 学生の履修
- (3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く。）
- (4) 学生の懲戒処分
- (5) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

3 専攻会議は、前2項に規定するもののほか、内部質保証その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、教授会を通じて意見を述べることができる。

4-2

前述のように、教育の企画・設計・運営等については、社会科学研究科教授会及び会計専門職専攻会議で審議することが明記されている。そして、その責任は、当然のことながら、社会科学研究科長及び会計専門職専攻長にある。

社会科学研究科長は、「兵庫県公立大学法人組織規程」に基づき、社会科学研究科の業務を管理するために置かれる（第17条）。また、「兵庫県公立大学法人学部長等選考規程」において、研究科長の任命及び選考等について規定されている。

学部長等の任命及び選考

(任命及び選考)

第2条 理事長は、学長の申出に基づき、学部長等を任命する。

2 前項に規定する学部長等の任命は、理事会の議決を経て行う。

3 第1項に規定する学長の申出は、兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。）第8条及び第23条に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）が学部長等の推薦に基づいて行う選考の結果に基づき行う。

4 学部長等は、前項の規定により学部長等候補者を推薦するときは、あらかじめ、兵庫県立大学にあっては兵庫県立大学教授会規程（平成25年兵庫県立大学規程第78号）第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会の、芸術文化観光専門職大学にあっては組織規程第24条に規定する教授会の意見を聴き、その意見を付した上で、原則として複数の者を挙げなければならない。

5 学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する文部科学大臣の認可が必要な場合、副学長が学部長等を兼務する場合その他の人事委員会が特に必要と認める場合の学部長等の選考については、第 3 項の規定にかかわらず、学部長等の推薦に基づくことを要しないものとする。

（選考の時期）

第 3 条 人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等を選考する。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき
- (3) 学部長等が欠けたとき

2 学部長等の選考は、前項第 1 号に該当するときは任期の満了日の 30 日前までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当するときは速やかに行う。

（学部長等の任期等）

第 4 条 学部長等の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第 5 条 理事長は、学部長等が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学部長等たるに適しないと認めるときは、理事会の議決を経て、学部長等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

2 前項の規定により学部長等を解任する場合は、学長の申出に基づき行うものとする。

3 前項に規定する学長の申出は、人事委員会の審査の結果に基づき行う。

4 理事長は、学部長等を解任する場合には、その学部長等に弁明の機会を与えるものとする。

以上を受けて、「社会科学研究科長候補者選考規程」に基づき、社会科学研究科長候補者を選考している（第 2 条、第 4 条）。研究科長候補者として推薦される者は、研究科長就任時において社会科学研究科に所属する専任の教授（みなし専任教員を除く。）である（第 3 条）。

社会科学研究科長候補者の選考

（選考の時期）

第 2 条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき
- (3) 研究科長が欠けたとき

2 前項第 1 号に該当するときは、研究科長は、選考を行った上で、学長が定める日までに研究科長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。

3 第 1 項第 2 号に該当するときは、研究科長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わな

なければならない。

4 第1項第3号に該当するときは、学長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(研究科長候補者の資格)

第3条 研究科長候補者となることのできる者は、研究科長就任時において社会科学研究科に所属する専任の教授とする。ただし、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に規定する教員(「みなし専任教員」という。)を除く。

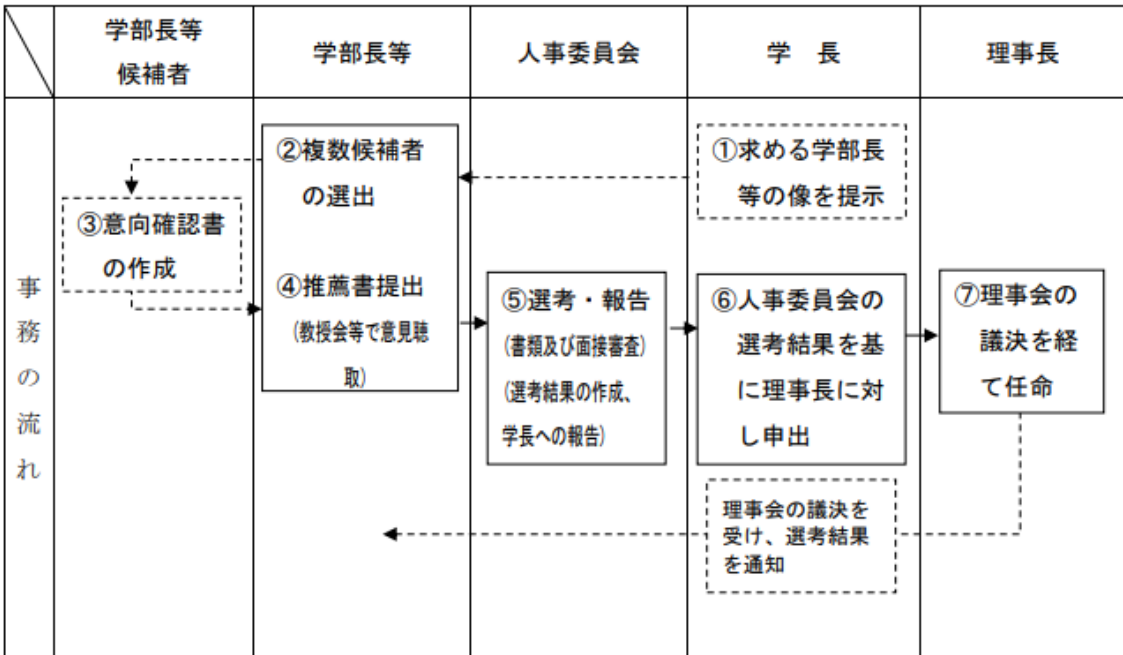
(選考手続)

第4条 研究科長(第2条第4項に規定する場合にあっては学長が指名する者。次項において同じ。)は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ社会科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定により研究科長が教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

学部長等専攻事務の流れ

学部長等の選考事務



また、会計専門職専攻長については、「社会科学研究科専攻長選考規定」に基づき、社会科学研究科長が任命するが、会計専門職専攻に所属する専任の教授(みなし専任教員を除く。)の中から専攻長候補者を選考し、社会科学研究科長に推薦するという手続となっている(第2条、第3条、第4条)。

会計専門職専攻長の任命及び選考

(任命)

第2条 社会科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、専攻長の推薦に基づき、専攻長を任命する。

(任命及び推薦の時期)

第3条 研究科長は、次の各号のいずれかに該当する場合に専攻長を任命する。

(1) 専攻長の任期が満了するとき

(2) 専攻長が辞任を申し出たとき

(3) 専攻長が欠けたとき

2 前項第1号に該当するときは、専攻長は、選考を行った上で、研究科長が定める日までに専攻長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。

3 第1項第2号に該当するときは、専攻長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

4 第1項第3号に該当するときは、研究科長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(専攻長の資格)

第4条 専攻長となることができる者は、専攻長就任時において社会科学研究科に置いた当該専攻に所属する専任の教授とする。ただし、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に規定する教員（「みなし専任教員」という。）を除く。

ところで、社会科学研究科長及び会計専門職専攻長は、適切な体制に支えられて初めて教育の企画・設計・運営等を行うことができる。そのため、教育の企画・設計・運営等おける個別の問題を処理するため、本専攻においては教務委員会に加えて、学生生活委員会、入学試験委員会、入学試験制度委員会、広報委員会、自己評価委員会、教員評価委員会等を設置している。それぞれの規程も整備され、専任教員は各委員会に配属されている。

4-3

本専攻は、神戸商科キャンパスに設置された国際商経学部、社会情報科学部及び社会科学研究科の他の専攻と連携する関係にある。本専攻の専任教員が、学部及び他の専攻の教育の一部を担うと同時に、本専攻の授業科目の一部で学部及び他の専攻の専任教員の応援を求めており、相互の教務委員会の調整の下、連携する体制となっている。

<根拠資料>

・添付資料 4-1：「兵庫県立大学教授会規程」

<https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/78kyoujukai.pdf>

・添付資料 4-2：「社会科学研究科教授会規程」

・添付資料 4-3：「社会科学研究科専攻会議規程」

- ・添付資料 4-4 : 「兵庫県公立大学法人組織規程」

https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/04/sosiki_kitei.pdf

- ・添付資料 4-5 : 「兵庫県公立大学法人学部長等選考規程」

<https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/17gakubtyounado.pdf>

- ・添付資料 4-6 : 「社会科学研究科長候補者選考規程」

- ・添付資料 4-7 : 「社会科学研究科専攻長選考規程」

・項目：自己点検・評価と改善活動

評価の視点	
4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究活動の改善・向上に結び付けていること。
4-5	外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

<現状の説明>

4-4

本専攻では、自己点検・評価や認証評価を、本専攻の現状を客観的に把握し、必要な改善につなげる機会と捉えている。そのため、本専攻の評価活動は、自己評価委員会を中心に、すべての専任教員で取り組んでいる。その結果に基づいて専攻会議で審議したり、具体策を教務委員会、学生生活委員会、FD委員会などで取り上げたりして、情報の共有化と方針の徹底を図っている。また、「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」は本専攻のホームページで公表するとともに、これに基づいて教育課程連携協議会で協議し、その結果を改善につなげるよう努めている。

4-5

2020 年度に受審した第 3 期の分野別認証評価においては、3 点の検討課題（勧告に相当するものではないもの、又は固有の目的の達成に向け、一層の改善・改革の努力を促すために提示するもの）が付されたが、そのうちの一つは学生の受け入れについてであり、「学生募集のための取組みを行っているものの、入学者の確保は当該専攻の大きな課題であることから、志願者の増加に向けた実効性のある取組みが求められる」との指摘を受けた。

このような背景から、本専攻の入学定員を 40 人から 20 人に削減することになった。その後、ホームページを通じた情報発信に努めるとともに、オンライン・リアルタイム方式による進学説明会の開催回数を増やした結果、志願者が増加し、志願倍率（志願者数÷募集人数）、実質倍率（受験者数÷合格者数）共に 2 倍以上になり、入試による選抜が実質的に機能する状況となりつつある。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-21 : 「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」

<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/hyouka2023.pdf>

- ・添付資料 4-8 : 「会計専門職専攻自己評価委員会規程」

- ・添付資料 4-13 : 会計専門職専攻ホームページ（自己点検・評価）

<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>

・項目：社会との関係・情報公開

評価の視点	
4-6	教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況、自己点検・評価の結果について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう取り組んでいること。
4-8	企業やその他組織との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続でなされ、また、資金の授受・管理等が適切に行われていること。

<現状の説明>

4-6

本専攻では、専門職大学院設置基準に基づき、経営専門職業人の養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・水準・方法で、理論と実務の架橋が実現できるよう教育課程の改善を図ることを目的に、教育課程連携協議会を設置している。当該協議会は「社会科学研究科会計専門職専攻教育課程連携協議会規程」に基づき開催され、本専攻が毎年度作成している「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」等を基に協議し、改善につなげている。教育課程連携協議会の外部委員から、定員充足のため、本専攻の魅力のアピールについて助言があり、本専攻のホームページで「理論と実務の架橋教育」の具体的内容を追加するといった改善を行った。

4-7

本専攻では、その運営と諸活動について、毎年度、自己点検・評価を行い、その結果を「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」としてホームページで公表している。また、教育課程連携協議会において報告・協議し、社会からの理解を得られるよう努めている。

なお、本専攻に係る情報公開が求められたときは、本学が地方独立行政法人としての兵庫県公立大学法人のもとに置かれていることから、「兵庫県情報公開条例」及び「兵庫県公立大学法人情報公開条例施行規程」に基づく手続に従うことになる。

また、広報活動の中心は入試広報であり、進学説明会の参加者に対するアンケートの結

果から、受験者の主な情報源がホームページであることを確認している。そこでは目的や理念を語り、本専攻の熱意を伝えるだけでなく、本専攻の現状を客観的に伝えられるように工夫している。たとえば、三つの方針を掲載するとともに、教員組織、入学試験の結果、授業料減免・奨学金の利用、修了者の進路については、実績を数値で示している。加えて、進学説明会の参加者から寄せられた質問を吟味し、出願に当たり必要な書類等のリストを掲載するなど充実に努めている。

4-8

本専攻では、「応用実践科目」の中の「ケーススタディ科目」で、学外研修を実施している。そのため、「会計専門職専攻学外研修規程」に基づいて研修機関と覚書を締結している。また、学外研修の事業委託費及び実施に伴う経費（旅費等）は、授業料とは別に徴収している会計専門職専攻教育充実費から支弁している。会計専門職専攻教育充実費は、本専攻が大学院社会科学部研究科経営専門職専攻と共同で運営している「産学公人材イノベーション推進協議会」の特別会計として管理しており、出納業務は同協議会事務局に委託している。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-9 : 「会計専門職専攻教育課程連携協議会規程」
- ・添付資料 4-10 : 「会計専門職専攻教育課程連携協議会議事録」(2024年12月2日開催)
- ・添付資料 4-11 : 「兵庫県公立大学法人情報公開条例施行規程」

<https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/12jouhoukoukai.pdf>

- ・添付資料 4-12 : 「兵庫県情報公開条例」

<https://ops-jg.dl->

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85CFF43A&houcd=H412901010006](https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html)

- ・添付資料 4-13 : 会計専門職専攻ホームページ（自己点検・評価）

<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>

- ・添付資料 4-14 : 「会計専門職専攻学外研修規程」

https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/2021syakaikagakukenyuka_kensyukitei.pdf

【大項目4の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

本専攻は、当初は独立研究科であったが、現在は社会科学部研究科の一専攻である。固有の組織体制を有し、相対的に独立性を保ちながら管理運営を行っている。しかし、専攻会議は本学の規程上の機関ではなく、あくまで教授会が正式機関である。専攻会議の審議を経た後、教授会の審議を行うというルールに基づいて管理運営を行っているが、時間がかかる場合もある。

また、本専攻の評価活動は、自己評価委員会を中心に、すべての専任教員で取り組んでいる。そして、「会計専門職専攻自己点検・評価報告書」は本専攻のホームページで公表するとともに、これに基づいて教育課程連携協議会で協議し、その結果を改善につなげるよう努めている。その一方で、必要であるとはいえ、自己点検・評価は少なからずコストを伴うものである。また、教育課程連携協議会は、特に外部委員の委嘱に困難が伴うのが常である。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

自己点検・評価を合理的に継続するためには、ある程度はルーティン化する必要があるが、それが形骸化をもたらさないよう十分に注意する必要がある。

教育課程連携協議会の外部委員の委嘱については、日本公認会計士協会兵庫会との連携を深め、役員に依頼できる関係を築いたり、修了生に依頼したり、実務家教員の人脈を利用したりして、円滑に行えるよう努めている。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

本専攻は、社会のニーズを反映した教育目的に基づき、養成する人材像を明確にした上で、理論教育と実務教育の架橋を図り、かつ、系統的・段階的履修を可能とするカリキュラムを編成・実施している。また、履修登録できる単位数に上限を設けたり、公正かつ厳格に成績評価を行ったりと、単位制度の実質化に注意を払い、質の高い教育を行っている。さらに、少人数で行う演習形式の授業科目が充実しており、これに対する修了生の満足度も高い。加えて、学生生活に関する支援、キャリア支援、学習環境の整備等についても、一定の成果をあげている。これらのことから、本専攻は、「会計修士（専門職）」の学位に相応しい教育を行っていると自負している。

本専攻の修了者の進路状況を見ると、監査法人、税理士法人、税理士事務所のほか、民間企業その他の法人や公的部門（国税専門官、地方自治体、独立行政法人等）でキャリアを歩んでいることが分かっている。民間企業においても、多くの者が専門性の高さを評価されて、経理社員として採用されている。この点で大学卒業生とは顕著な相違がある。言い換えれば、専門職大学院の存在意義は、大学卒業生とは異質な人材を養成するところにある。このことが、今回の自己点検・評価を通じて再認識された。

(2) 今後の改善方策、計画等について

定員充足は本専攻の最重要の課題である。2020 年度に受審した第3期の分野別認証評価においては、3点の検討課題（勧告に相当するものではないもの、又は固有の目的の達成に向け、一層の改善・改革の努力を促すために提示するもの）が付されたが、そのうちの一つは学生の受け入れについてであり、「学生募集のための取組みを行っているものの、入学者の確保は当該専攻の大きな課題であることから、志願者の増加に向けた実効性のある取組みが求められる」との指摘を受けた。

このような背景から、本専攻の入学定員を40人から20人に削減することになった。その後、ホームページを通じた情報発信に努めるとともに、オンライン・リアルタイム方式による進学説明会の開催回数を増やした結果、志願者が増加し、入試による選抜が実質的に機能する状況となりつつある。しかし、安定的に定員を充足するまでには至っていない。したがって、本専攻の教育の充実に引き続き努力するとともに、その成果を社会にアピールできるよう、教職員一同、鋭意努力していく所存である。